

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

丹波市

1. 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2. 促進計画の目標

1. 丹波市全域

(1) 現況

丹波市は、兵庫県の中央東部に位置し、旧氷上郡の柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町の6地域より成る。

総面積 49,321ha のうち 75.3%に当たる 37,154ha が、標高 600m前後のやや急な斜面を持った山々であり、これら森林のふもとにひろがる中山間農業地帯である。

現況農用地の内 3,878ha (84%) で、ほ場整備が実施されており、優良農用地の大部分は水田が占めていることから、ほ場整備済み農地を中心に、用排水路等の農業用施設を適切に保全管理及び整備していくとともに、優良農地の集団性を守りながら、集落営農組織や認定農業者等中核的担い手農家への面的集積への取り組みを進めていくことが必要である。

また、耕畜連携体制を構築し、安心・安全の付加価値を高めた農産物の生産に取り組むとともに、環境に配慮した環境創造型農業を推進していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び同項第3号掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

②	特定農山村法に基づく指定地域 山村振興法の規定に基づく指定地域 知事特認地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
---	--	------------------

※ 上記の実施を推進する区域においては、原則として、都市計画及びその他の計画により都市的な土地利用を図る区域として位置づけた土地を除く。

4. 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5. その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業

農業振興地域の農用地区域内の農地（以下「農振農用地」という。）以外の農地で、農業生産の継続性、農業の有する多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地及び施設と認める以下の農用地においては、交付金の対象農用地とする。

- ・ 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（別紙のとおり）

(別紙)

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合には、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

① 特定農山村法に基づく指定地域

旧柏原町(旧新井村除く)、旧葛野村、旧青垣町、旧大路村、旧山南町、旧鴨庄村

② 山村振興法の規定に基づく指定地域

旧葛野村、旧神楽村、旧遠阪村、旧鴨庄村

③ 知事特認地域

イ 対象農用地(知事特認地域については、(ア)のみ対象とする)

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る)。

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

1/50以上(水田)、10度以上(畑地)の傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(オ) 兵庫県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) その他

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度までに既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既荒廃農地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置付けたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

別に定める

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が兵庫県神戸市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者

については、直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが直接支払いの対象とはしない。）。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合又は、当該農業者の対象農用地の全てが当該農業者と農用地の権限を有する者との間において利用権の設定又は同一生産工程における基幹的農作業のうち、田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業委託が行われている農用地である場合は、直接支払いの対象とする。

丹波市 促進計画の区域

凡 例

- 促進区域 (1号事業・2号事業・3号事業)
- 重点区域 ※設定なし

